

2

地球

——環境への配慮

人の命を支えている清潔な空気、真水、農作物、森林、水産物などを提供する健全な地球がなければ、社会はうまく機能せず、企業は長期的な価値を創造することはできない。

世界経済フォーラム白書「ステークホルダー資本主義を測定する」より

064



065 当グループの「地球」(環境課題)に対する考え方

067 気候変動への取り組み

070 自然資本(生物多様性問題)

073 グループとしての環境負荷低減に向けた取り組み

079 環境・社会課題の解決に向けた取り組み

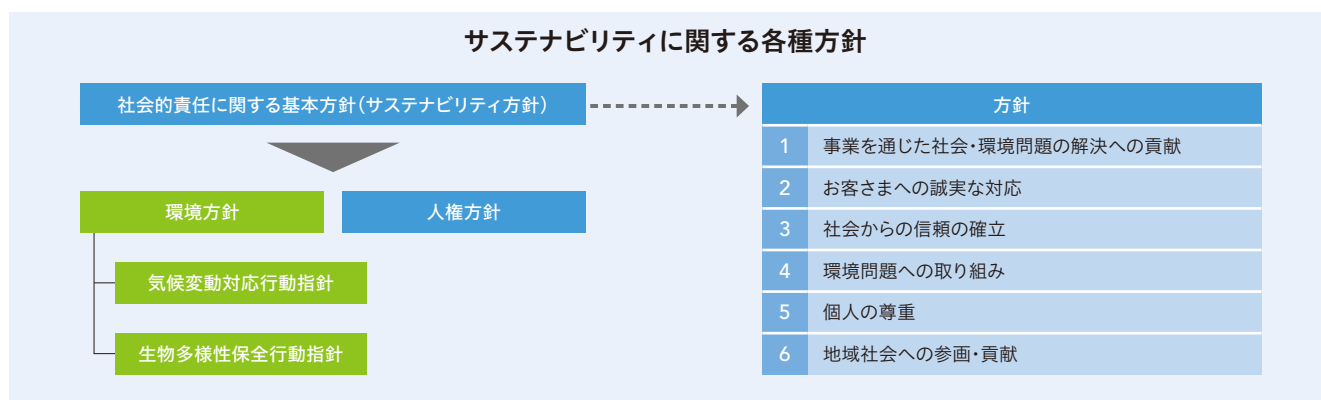
当グループの「地球」(環境課題)に対する考え方

異常気象に伴う大規模な自然災害、長期化するウクライナ危機によるエネルギー源問題等、環境問題が社会の存続基盤を根底から崩すことがクローズアップされました。このことは、経済は社会が健全に営まれていなければ機能せず、その社会も環境の許容範囲を超えてはならないことを示唆しています。当社はこうした観点から、地球環境問題を経済との関連性の中で捉え、環境方針を制定し、多面的な取り組みを加速させています。

三井住友トラスト・グループのサステナビリティに関する各種方針

当グループでは、中期経営計画において、「社会的価値創出と経済的価値創出の両立」を経営の根幹に据え、社会課題解決に向けたポジティブインパクトの創出を基本戦略に掲げています。各事業やグループ会社が優先的に対処すべき社会課題を選定し、その課題対応をコアビジネス戦略と

しています。気候変動問題をはじめとしたサステナビリティ課題は、当グループが優先的に対処すべき重要な社会課題の一つとして、国際機関等とも連携しながらグループ全体で戦略を策定し取り組みを進めています。



サステナビリティ方針の下に、以下のとおり環境方針および気候変動対応指針、生物多様性保全行動指針を定めています。

三井住友トラスト・ホールディングス環境方針

1. 商品・サービスの提供

私たちは、「地球環境の保全」、「持続可能な社会の実現」に貢献する商品・サービスのお客さまへの提供を通じ、社会全体の環境リスクの低減・環境価値の向上に取り組みます。

2. 環境負荷の低減

私たちは、事業活動に伴う資源の消費、廃棄物の排出などによる環境への負荷を認識し、省エネルギー、省資源、資源循環の取り組みを通じ、環境保全・持続可能な社会の実現に努めます。

3. 汚染の予防

私たちは、環境に関する対応の継続的な検証と改善に努め、汚染の予防に取り組みます。

4. 法令等遵守

私たちは、環境保全に関連する諸法令・規則及び各種協定を遵守します。

5. モニタリング

私たちは、環境に関する短期、中長期の目標を設定し、定期的に見直しを行い、取り組みの継続的な改善に努めます。

6. 教育・研修

私たちは、グループ各社への本方針の徹底と環境教育に努めます。

7. 情報公開

私たちは、本方針を一般に公開し、社外とのコミュニケーションを通じた環境保全活動の推進に努めます。

関連するマテリアリティ

インパクトマテリアリティ

マテリアリティ	リスク/機会	主たるステークホルダー	主な対応
ESG/サステナビリティ経営	リスク/機会	社会、お客さま、社員	気候変動、生物多様性、資源循環・サーキュラーエコノミー、大気・水質・土壌汚染への対応、投融資先企業におけるESG経営のサポート。

関連する行動指針

気候変動対応行動指針

1. 気候変動の緩和等に向けた取り組み・支援の実施

私たちは、自らの事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減などに積極的に取り組むとともに、企業市民の一員として、気候変動の緩和やその適応に向けた活動の支援に努めます。

<三井住友トラスト・グループのカーボンニュートラル宣言>

- ① 信託銀行グループのもつ多彩で柔軟な機能を活用して、脱炭素社会の実現に貢献します
- ② 投融資ポートフォリオの温室効果ガス排出量について、2050年までにネットゼロを目指します
2050年ネットゼロを達成するための2030年までの中間目標について、NZBAの枠組みに即し、2022年度中に作成します
- ③ 自社グループの温室効果ガス排出量を、2030年までにネットゼロにします

2. 商品・サービスの提供

私たちは、金融機能を通じた再生可能エネルギーの利用やカーボンオフセット商品の普及促進など、気候変動の緩和に資する商品・サービスの開発・提供に努めます。

3. ステークホルダーとの協働

私たちは、ステークホルダーと対話・協働し、気候変動への対応に努めます。

4. 教育・研修

私たちは、グループ各社への本行動指針の徹底と気候変動への対応に向けた教育・研修に努めます。

5. 情報公開

私たちは、気候変動への対応状況を積極的に開示します。

生物多様性保全行動指針

1. 生物多様性の保全に向けた取り組み・支援の実施

私たちは、希少種の保護などに積極的に取り組むとともに、企業市民の一員として、生物多様性の保全に向けた活動の支援に努めます。

2. 商品・サービスの提供

私たちは、生態系に対する適切な経済的、社会的評価を含む金融機能を通じた生物資源の持続可能な利用の促進など、生物多様性の保全に資する商品・サービスの開発・提供に努めます。

3. ステークホルダーとの協働

私たちは、ステークホルダーと対話・協働し、生物多様性の保全に努めます。

4. 教育・研修

私たちは、グループ各社への本行動指針の徹底と生物多様性の保全に向けた教育・研修に努めます。

5. 情報公開

私たちは、生物多様性の保全への取り組み状況を積極的に開示します。